

平成30年7月27日
大阪航空局安全統括室

朝日航空株式会社に対する嚴重注意について

朝日航空株式会社（以下、「朝日航空」という。）所属の操縦士においては、特定操縦技能^(注)の有効期限が平成30年5月20日に満了していたものの、5月22日から6月24日までの間において、航空機に乗り組んで操縦及び操縦練習の監督を行ったと、6月25日に同社から大阪航空局に報告がありました。

上記事案は航空法第71条の3に違反する行為であり、大阪航空局においては、航空法第134条に基づく報告徴収及び平成30年7月18日に立入検査を実施し、事実確認を行ったところ、朝日航空においては、操縦士の特定操縦技能の有効期限の管理を含む資格管理が適切に行われておらず、結果、当該操縦士の必要な知識及び能力が維持されていることを確認しないまま乗務をさせ、運航の安全に影響を及ぼしかねない事態であったことが判明しました。

本日、朝日航空に対し、嚴重注意を行い、必要な再発防止策を報告するよう指示しました。

大阪航空局としては、同社において再発防止が確実に図られ安全運航のための体制が維持されるよう、引き続き厳格に指導監督を行って参ります。

(注) 特定操縦技能とは、航空機の操縦に従事するのに必要な知識及び能力を有する者として技能証明が行われた操縦士が、その後も必要な知識及び能力が維持されていることを確認するため、航空機に乗り組んで行うその操縦及び必要な操縦技能証明を有さない者が行う操縦の練習の監督を行う場合には、2年以内に審査を受け合格することが必要とされているものです。

添付資料：朝日航空株式会社に対する嚴重注意文書

問い合わせ先

大阪航空局安全統括室

航空事業安全監督官 久保田

直通：06-6949-0595

FAX：06-6949-1381

阪空安 第 3 号
平成 30 年 7 月 27 日

朝日航空株式会社
代表取締役社長 大屋 政則 殿

国土交通省大阪航空局
安全管理官 若狭 満



航空機乗組員の適切な資格管理等の実施について（嚴重注意）

貴社所属の航空機使用事業機長発令を受けている操縦士が、平成 30 年 5 月 20 日で特定操縦技能の有効期限が満了していたにもかかわらず、5 月 22 日から 6 月 24 日までの間において、航空機に乗り組んで操縦を行い、操縦の練習の監督を行った事案が発生したと、6 月 25 日に貴社から大阪航空局に報告があった。

本件は、操縦技能証明を有する操縦士が航空機の操縦に従事するために必要な知識及び能力の維持が確認されていない状態であり、航空法第 71 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号に違反するものである。

大阪航空局においては、航空法第 134 条に基づく報告徴収及び平成 30 年 7 月 18 日に立入検査を実施し、事実確認を行ったところ、貴社においては、操縦士の特定操縦技能の有効期限の管理を含む資格管理が適切に行われておらず、結果、当該操縦士を乗務させ、運航の安全に影響を及ぼしかねない事態であったことが判明した。

航空運送事業及び航空機使用事業を営む貴社においては、このような不適切な行為が行われたことは誠に遺憾であり、嚴重に注意する。

については、今後、このような事態が起こらないよう、本事案を真摯に受け止め、必要な再発防止策を検討の上、平成 30 年 8 月 24 日までに文書にて報告されたい。